

## 公的研究費等の運営・管理に係る規程

### (目 的)

第1条 この規程は、長野短期大学における公的研究費等の競争的資金に関する運営・管理を適正に行うために、必要な事項を定めるものとする。

### (責任体制)

第2条 学長は、最高管理責任者として機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。

2 事務局長は、統括管理責任者として学長を補佐し、競争的資金等の運営・管理について期間全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行なえるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

4 事務長は、コンプライアンス推進責任者として、統括管理責任者の指示のもと、競争的資金等の運営・管理について大学全体のコンプライアンス推進に関する実質的な責任と権限を持つ。

### (運営・管理の基盤整備)

第3条 事務処理手続に関する機関内外からの相談を受け付ける窓口は、事務局とし、効率的な研究遂行を適切に支援する。

### (不正防止計画の策定・実施)

第4条 研究費の不正な使用を防止するための防止計画推進部署としては事務局が当たり、構成員は、事務局長、教務部長とする。

2 防止計画推進部署は不正防止計画の策定と啓蒙を行う。

### (適正な運営・管理)

第5条 研究費の使用に際しては、適切な発注、研修等を行わなければならない。

2 研究費の使用に関して、不正取引に関与した業者が明らかとなった場合には、勧告を行い、悪質な場合は当該業者との取引を停止する。

### (相談受付窓口)

第6条 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口は事務局とする。相談窓口では、研究者が効率的な研究遂行を行えるよう適切に支援するものとする。

### (通報受付窓口)

第7条 機関内外からの通報（告発）等があった場合の受付窓口は、公益通報受付窓口とする。

- 2 前項の通報（告発）等の取扱については「長野短期大学 公益通報に関する規程」に準ずるものとする。

(内部監査)

第8条 構想的資金等の適正な管理のため、内部監査部門を設け、毎年内部監査を行うものとする。

- 2 前項の内部監査部門の監査員は、事務局長、事務局長、教務部長とする。
- 3 内部監査に際しては、監事や監査法人とも連携し適切に行うものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長の承認を受けるものとする。

附則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

この規程は令和5年4月1日から施行する。

